

平成28年度 須賀川市議会委員会行政調査報告書

須賀川市議会

委員会	期間	調査内容	調査地	資料 ページ	
常任委員会	総務 平成28年10月12日～14日 (3日間)	公会計制度の意義と活用方法について	静岡県浜松市	1～9	
		行政評価の実効性と評価シートの活用について	三重県亀山市	10～17	
	建設水道 平成29年1月17日～19日 (3日間)	石和温泉駅周辺整備事業について	山梨県笛吹市	18～24	
		街路樹の維持管理について	兵庫県芦屋市	25～29	
	生活産業 平成28年10月12日～14日 (3日間)	観光戦略アクションプランの取組について	岡山県高梁市	30～39	
		企業誘致の取組について	和歌山県橋本市	40～49	
		花王エコラボミュージアム見学	和歌山県和歌山市	50～53	
	教育福祉 平成28年10月5日～7日 (3日間)	フッピー健康ポイント事業について	静岡県袋井市	54～63	
		地域包括ケアシステムの構築について	三重県伊賀市	64～73	
	議会広報 平成28年11月9日～10日 (2日間)	議会広報について	栃木県下野市	74～83	
		議会広報について	茨城県古河市	84～94	
	議会運営委員会	平成28年11月10日～11日 (2日間)	対面式議場における議事運営について	山梨県甲府市	95～105

行政調査の概要

委員会名	総務常任委員会	調査期日	平成28年 10月12日 ～14日	調査先	静岡県浜松市 三重県亀山市
参加者	委員長 大倉雅志 副委員長 安藤 聡 委員 渡辺康平 五十嵐 伸 佐藤瞭二 市村喜雄 理事者 石堂伸二（参事兼企画財政課長） 随行 松谷光晃				
調査事項： 公会計制度の意義と活用方法について 【浜松市の概要】 (1) 市制施行 明治44年7月1日 (2) 面積 1,558.06 k m ² (3) 人口 807,987人 (H28.8.1現在) (4) 世帯数 330,228世帯 (H28.8.1現在)					
1 公会計の取組みについて (1) 公会計の取り組みのきっかけ 浜松市では平成17年7月に12市町村が合併したことにより、保有施設が過剰であるとの問題が発生した。このため「浜松市行財政改革推進審議会」での審議を経て、民間企業の会計方法の導入と会計基準の作成について提言があり、「浜松市新公会計制度研究会」が設置（平成18年4月）され、公会計導入へ舵を切ることとなった。					
(2) 公会計改革アクションプランについて 浜松市新公会計制度研究会による公会計制度研究会報告書（提言書）を踏まえ、浜松市においては、公会計改革の実現に向けたアクションプランを策定。					
【プランのポイント】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 分かりやすく包括的な市財政の状況を開示（「浜松市の財政のすがた」） ・ 新たな財政指標の導入（企業債を含めた総市債残高及び実質公債費比率） ・ 事業別・施策別バランスシート、行政コスト計算書の導入（予算編成や行政評価に活用） ・ 新財務会計システムの導入 					
2 情報開示について (1) 市民、議会、投資家向け開示 毎年度、「浜松市の財政のすがた」を策定して決算書とともに9月議会へ提出している。					
<ul style="list-style-type: none"> ・ バランスシート ⇒ 特に知ってもらいたい項目を簡潔にまとめ、市民一人当たりの資産情報（ストック情報）、年度間の比較と変動要因についても公表している。 ・ 行政コスト計算書 ⇒ バランスシートと同様に、行政活動に要した費用についても市民一人当たりの換算費用、年度間の比較と増減要因を公表している。 <p style="text-align: center;">上記のほか、純資産変動計算書及び資金収支計算書も同様に公表。</p>					
(2) 財務4表の示すもの（公会計で見えてくるもの） 公会計の導入により、官庁会計では把握できないストック情報・コスト情報が補完できる。					

- ・ストック情報⇒貸借対照表（資産や負債の情報を示す）
- ・コスト情報 ⇒行政コスト計算書（行政活動のコストと使用料・手数料等の収入を示す）
- ・収支情報 ⇒資金収支計算書（性質別の現金収支を示す）
- ・その他情報 ⇒純資産変動計算書（純資産の1年間の増減を示す）

(3) 類似団体との比較

公表している財政指標について、客観的な判断が可能となるよう類似団体との比較を行い指標の評価を行っている。

(4) 市場公募債発行に伴う I R（インベスター・リレーションズ）

政令指定都市移行に伴い、平成19年度から市場公募債を発行しており、投資家に対する企業情報の提供活動（I R）のため公会計資料を活用している。

3 セグメント分析について

(1) マクロの視点からミクロの視点

公会計は、マクロの視点では資産形成の状況や行政コストの状況など、市全体の強みや弱み、異常点が見えてくるが、浜松市においてはミクロの視点での公会計の活用としてセグメント分析（施策別、施設別、事業別等）を取り入れ、施設のコスト評価や予算編成時に活用しており、ミクロの視点での活用の有益性について説明があった。

4 資産管理について

(1) 公会計と公共施設等総合管理計画の連携

- ・公会計⇒固定資産台帳の整備

↓

- ・総合管理計画⇒台帳データを活用し将来の施設更新必要額の推計を行い、その結果を総合管理計画へ反映

↓

- ・公会計⇒総合管理計画に盛り込まれる更新・統廃合・長寿命化等の基本的な考え方（総論）に対し、セグメント分析（施設別コスト評価）を実施することで、具体的な統廃合等の議論（各論）へ

↓

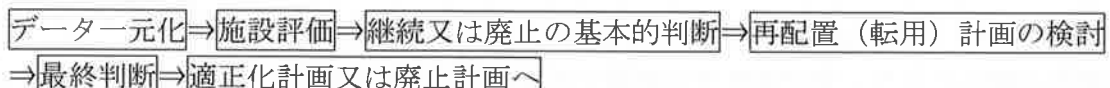
- ・総合管理計画⇒セグメント分析の結論に基づき、総合管理計画において公共施設最適化事業債や除却債等を活用し、計画（集約化・複合化、除却等）の円滑な推進へ

↓

- ・公会計⇒総合管理計画の推進により資産老朽化比率の上昇抑制へ

(2) 資産データ一元化から保有資産改革へ

浜松市においては、行政経営基幹システムから導き出した財務書類と資産経営システム及び営繕関連システムから導き出した施設カルテを活用し平成20年度から保有資産改革に取り組んだ。



(3) 浜松市の保有資産改革の効果

浜松市においては合併により、公共施設を過剰に保有することとなったが、平成 21 年度から取り組んだ保有資産改革により、2001 施設のうち 431 施設の削減（閉鎖、管理輸対変更、譲渡、貸付）ができた。（平成 21～27 年度）

- ・延べ床面積 Δ 約 22 万 m^2
- ・ランニングコスト Δ 5 億円／年、
- ・今後 50 年の改修・更新経費 Δ 1,090 億円

(4) 国の動向

地方公共団体の厳しい財政状況や人口減少による施設需要の変化等を踏まえ、施設の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行い、適切な配置を実現することが必要としており、公会計情報を活用した見える化を推進するとしている。

⇒公会計（固定資産台帳）のデータを活用し、「資産老朽化比率」の追加、「将来負担比率と資産老朽化比率の組み合わせ分析」の導入、「施設類型毎のストック情報」「土地情報」の追加により「見える化」を推進するとしている。



【視察風景：調査実施の挨拶】

【視察風景：浜松市からの説明】



質疑応答

(五十嵐伸委員)

Q：廃止する施設とかがある中で、数値として出てこない部分、見えない部分もあるかと思うが、総合的に判断する場（組織的なもの）といったものはあるか。公共施設の利用料金とかについてもコストを考えて妥当か否かの判断材料としての活用についての紹介もあったが、公共施設であるため、ものによっては提供しなければならないものもあると思うので、その辺の考え方について伺いたい。

A：まさにその通りであり、公会計をやったからと言って全てが金額に置き換えられるものではない。特に行政目的のものはコストが掛かろうとやらざるを得ない部分はある。そういったものについては金額情報は参考程度に示し、それとのバランスを考慮して総合的にどう判断するかといった程度のものでしかないと思っている。公会計で全てが決められるものではない。

Q：今回の資料（財務諸表）について、議会では参考程度にしか見ていないようなことを伺ったが、実態としてはどうなのか。様々な質問や指摘があり得るようにも思うのだが。

A：浜松市では大分健全化が進んでおり、議員が求めている以上に進んでいる面があるため、まとめている資料については納得をいただいております、質問等もない現状にある。

(佐藤瞭二委員)

Q：導入に伴う負担についてであるが、一つに財務会計システム導入によりどこまで機械的に処理が可能であるか、二つに職員の負担として日々仕訳も含めて負担は大きくなっていないか、三つにシステム導入のインシヤルコストとランニングコストについて伺いたい。

A：システムによる処理についてであるが、財務書類作成に係る事務はほぼシステムティックに出るようになってきていると思っている。立ち上げ時の固定資産台帳整備とかはリンクが必要であるが、運用開始後は資産を購入すれば台帳に登録する作業は発生するが、支出が発生すればそれを複式簿記に置き換えるのはシステムが自動でやってくれるため、それほど職員の負担が増えたとは思っていない。それから、浜松市では日々仕訳は行ってなく期末一括処理である。システム上は日々仕訳もできることになっているが、全庁挙げて全ての職員が理解していないとできないため、そこまでは至っていない。

システムのインシヤルコストについては、浜松市の行政基幹システムは財務会計のみならず人事給与であったり文書管理であったり、様々なシステムがパッケージとなっており、財務会計だけのコストを示すのは難しい。また、情報政策課で総合的に管理しており維持費については、この場では資料を持ち合わせていない。

Q：公会計を導入しての効果、メリット、デメリットについて伺いたい。

A：なかなか明確に示すことはできないが、今後、統一的な指標で各都市が数値を出してくれば、比較が容易となり、その都市の改善ポイントが明確となり改善を進める理由づけになるため、そういったところで今後に期待といったイメージは持っている。

(渡辺康平委員)

Q：市民への情報開示といった視点で、市民から見れば財政は遠い存在といったイメージがあるが、こういった資料を作成しての市民の反応について伺いたい。また、資産改革では、削減施設数431施設と公共施設に関して非常に大胆な改革をしているが、市民への住民説明会とかいろいろあったかもしれないが、公会計制度であったり評価書であったり、どのように説明されたのか伺いたい。

A：まず、市民への開示と反応については、財政のすがたをホームページにそのまま載せたり、広報誌の中で決算情報を掲載したりしているが、反応はほぼ無い状況である。

それから、資産改革の際の住民の反応については、まずは住民に対しての説明の基礎情報として施設カルテを使用しながら、公会計のマクロの視点で改革の必要性を説明し、ミクロの視点では個別の施設に対する考えを説明し、住民に納得してもらえるよう手続きを踏んできた。当然、個別に反応もあり、反対も相当数あったと聞いており、それに対しては真摯に対応していくということで、例えば代替案を示したり、廃止時期を延ばしたりといった個別の対応をしながら実績を積んできた。

Q：施設カルテについては見ることはできるか。

A：インターネットに掲載している。

(佐藤瞭二委員)

Q：広範囲で人口が分散しており、資産のあり方というのは地域性によっても問題が発生する場合もあるのかと思うが、その辺は順調に財政を理解いただいて、統廃合といった動きは問題なく進められているのかと思うが、拠点に対する見方はどのようにされているのか。拠点に集めるようなことまで考えながら施設の更新を進めていかれるのか伺いたい。

A：12市町村毎にあった施設を集約していく流れで、一定程度理解をもらって進めてきたが、まだ、例えば区制度の議論に対する答えがまとまっていない現状もある。集約を進めるべきとの意見がある一方で、地域が切り捨てられることを危惧する声もあり、現在調整中の課題といえる。

(市村喜雄委員)

Q：公募債発行に伴うIRの部分で、どのくらいの債権を発行し、利率はどのくらいなのか伺いたい。

A：毎年100億発行しており、銀行団といったものを作って引き受けてもらっている。利率については平成27年度0.405%であった。

Q：民間だともっと安いと思うが、経営的な感覚から言えば安く借りて投資をするという中で、浜松市として債権を発行する意義というのはどういったことにあるのか伺いたい。

A：多様な借入先を常に用意しておくといった考えによるものである。

Q：100億を使用する特定の事業などはあるのか。

A：特定の事業は無く、その段階で事業実施が決定している事業に充てることとしている。公募債は一般財源的に活用しており、財源調達の方法の一つとして発行している。

(安藤 聡副委員長)

Q：行政経営基幹システムについては、いつの段階から複式簿記の帳票出力が機械的に処理できることになったのか伺いたい。

A：平成21年度からコアラというシステムを導入しており、固定資産台帳を兼ね備えた財務会計システムの導入により、基準モデルで財務書類を作ることが可能となったものであり、その間の7年間でシステム上の変更はない。

Q：データの一元化が重要とのことだが、システム間のデータ反映がうまくいっていない状況では公会計のメリットというのはやはり発揮されないということになるのか。

A：最初から100%を目指すのは難しいため、やりながら改善していくスタンスであると思っ

ている。現在も改善しながら精度を上げていくやり方である。

Q：期末一括処理についての負担はどうか。また、日々仕訳の必要性についてはどう思うか。

A：期末一括処理は財政課が指令を出して、所管課において作業をするが、本来、日々仕訳としてやるような作業を期末に一括してやるもの。一時的な負担にはなるがそれ程負担には感じていない。日常の業務の中で解決できる範囲である。日々仕訳の必要性までは感じていない。

(大倉雅志委員長)

Q：セグメント分析のうち受益者負担の見直しについての基準は、何かマニュアルのようなものがあるのか浜松市独自の基準なのか。

A：浜松市独自のものであり、周辺で先進的な取り組みをされている自治体などを参考にして浜松市独自で設定したものである。

Q：説明の中では、公会計で得られた資料で情報提供しながらも、市長が最終的に判断するような話もあったが、必ずしも数字で判断できない要素もある事項については、最終的な判断というのは市長判断だけなのか、それとも判断の場、部署というものがあるのか伺いたい。

A：予算的なことは市長調整となるが、使用料見直しなど大きなテーマがある場合は、予算編成の前に市長・副市長レビューの過程があり、関係部長も含めて前捌きの場がある。

(石堂伸二課長)

Q：本市でもシステム化により公会計の対応を考えているが、ベンダーとの協議の中では7割程度はシステムで処理が可能であるが、3割程度は手作業が必要との説明を受けている。浜松市では、ほぼシステムで機械的に処理できているとのことだが、独自にノウハウがありシステム化が完了しているからなのか、一つ前の基準モデルだから可能なのかについて伺いたい。

A：システムで全てできるというのは言葉が足りなかったかもしれないが、7割は仕訳ができて残りの2割や3割は、おそらく工事請負費や関連する委託部分などだと思われるが、そこについては手作業で人の頭で考えてやらざるを得ない部分であり、余分な作業と考えていないためシステムで全てできると説明したもの。

本市も須賀川市と同じベンダーのシステムであるが、総務省の標準ソフトは使わずにベンダーのパッケージを改修してそのまま使っていく考えであり、その方が間違いなく使い勝手がいいと思っている。

Q：自動仕分けをするにあたって、公会計用の仕訳用の節とかを増やしたかどうか、また、アクションプランの中に評価と一体としてということで、目レベルを施策レベルにし、且つ、課単位の業務にするということで、予算上も公会計に対応できるように、施策評価プラス公会計に合わせた節とか、そういったものは作っているのか。

A：最初の質問だが、先程の仕訳の手作業部分を何とかシステムでということでの質問だと思うが、本市でも例えば30万を超える契約とそれ以下の契約を分けてみたり、試行錯誤でやっているところで、まだ確定的な形には至っていない。

二つ目の目レベルの話であるが、18年のアクションプラン策定後、課と目を一致させることにした。一課一目という原則で予算を見直した。課に合わせて予算を見直した形である。教育委員会は入り組んでいる部分もあるが、基本的には一目には一課だけとなっている。

当初は評価がし易いという思想からだと思う。できることならば、予算の段階でも予定財務諸表を作ってそれに対する決算も目単位で評価していこうといった思想もあったが、なかなかそこまでには至っていない。

【各委員の所感】

(大倉雅志委員長)

浜松市では、平成18年12月に作成した公会計改革アクションプランで示す、①分かり易い包括的な市財政の開示 ②新たな財政指標の導入 ③事業別・施策別バランスシート、行政コストの計算書の導入 ④新財務会計システムの導入 という実施項目と“公会計システム”の具体的にどう数字が加工されていくのかが読み取れなかった。

ただし、結果として示された“コスト評価”“使用料見直し”“資産データ一元化から保有財産改革”は一定程度見やすいものとなっている印象があった。

一方、公会計情報を活用した「見える化」については、公共施設当の老朽化度合いを示す指標、施設類型毎のストック情報や固定資産台帳が含まれていないにもかかわらず“保有資産改革”は大幅に削減が進んでいるということは、現在のところは公会計制度導入による“公共施設の管理計画”に直接つながったものではなく、市長や副市長の強い施設の統廃合への考えに基づくもので進められたのではないかというふうと考えられる。

日々仕訳を含め「財務書類4表」の数字の意味や変化の意味するものなど、読み解くことが求められる。単なる政策施策の判断のための一資料にならないように努めなければならないと感じた。

(安藤聡副委員長)

インとアウトで考えると、インは少なくアウトは多くなる仕組みが基本と改めて感じた。新財務システムのメーカーが同じなので同じ構築が可能と認識した。既存の他システムとデータ一元化することが重要であり、浜松市では保有資産改革へ繋げていた。財務、資産、給与、文書、営繕等、性質によっては自動化しにくい分野もあるが、総務省マニュアルに基づいて行えばFMへの取り組みも必要だろう。積極的な取り組みを期待したい。

法や規制改正などによるマスターデータ入れ替えや横断的な施策など会計科目の縦横が入り組む事例、按分の考えなど稼働経過でシステム改善は発生すると認識した。少しずつ改善する必要性、集約する考えから連携による複合化の発想が重要と感じた。しっかりメーカーと打ち合わせ柔軟なシステム構築を期待したい。時代も一極集中からリスク分散にある。

ランニングコスト年5億減との事だったが、ライフサイクルコスト(LCC)で考えると削減効果はさらに大きい。公会計制度は国の促進もあるが、財政や少子高齢化社会のなかで自治体の透明性向上は運営コスト削減以上の意義がある。事業は原則1課1目の方が理解しやすいが施策で考え表示するなどのルール作りが必要だろう。更に整備状況に合わせアクションプラン策定など、市民と共有できる長期の方向を示して欲しい。「市民の理解が最後には求められる」と強く感じた。

(渡辺康平委員)

浜松市の新公会計制度導入に至る経緯として、平成17年の市町村合併(12市町村)により、膨れ上がった債務に対する行革として、平成18年から総務省モデルによる普通会計財務4表の作成・公表が始まった。

浜松市では公会計制度と資産管理をリンクさせ、保有資産改革を実施市内の約2000施設を対象に、「廃止する施設」、「継続する施設」を評価・公表により適正化計画を作成している。適正化計画の結果、削減施設数は431施設(閉鎖225施設、管理主体変更150施設、譲渡23施設、貸付33施設)、ランニングコストは年間5億円の削減、今後50年間の改修・

更新経費は1090億円削減が行われた。

このように大胆な改革が行われたのは、平成17年以降の浜松市における市町村合併が経緯となっており、今後、本市における新公会計制度及び公共施設マネジメントの導入と比較すると、その導入の経緯に違いがあることが分かった。

公会計制度導入に伴う負担については、浜松市では導入時の負担はあるが、運用後はシステムにより運用が開始され、ほぼシステムティックに処理が可能とのことであり、導入時の負担については、前回視察を行った町田市と同様であると考えられる。

また、仕訳方式について、浜松市は「一括仕分け」を採用している。日々仕分けを採用しない理由として、「日々仕分けは職員全体の理解が必要」とのことであった。仕訳方式については、各自治体に適した仕訳方式があり、必ずしも日々仕分けにこだわる必要はないと考えられる。

(五十嵐伸委員)

平成12年11月から、11年度決算より普通会計バランスシート作成・公表からスタートし、平成17年7月の12市町村合併を機に、バラバラな財政の姿を市民、議会、投資家等に開示するために、平成18年4月に新公会計制度研究会が設置され現任に至っている。平成21年4月から固定資産台帳及び複式簿記システムを備えた行政経営基幹システム「コアら」の稼働。これについては、職員に対して大変な負担となった様である。

以上の様に、浜松市は早い取り組みであったため、現在、良い財政運営がされていることが、資料から簡単に読み取れるし、作業の慣れからか、職員が資料を作成するために負担になっていないのではと感じられた。(だれが見ても分かり易い資料であると思う。)

当市では、スタートしたばかりで試行錯誤している状況であると思うが、1番は市民、議会等が一目で分かる資料、そして職員に負担とならない資料となるように望みたい。そのためにも、私自身、当局に対し良い資料作成につながるよう、意見の述べていきたいと思う。

(佐藤瞭二委員)

浜松市の公会計制度の活用については、平成12年11月より普通会計バランスシート作成公表から始まり、現在においては、財務、資産の健全経営となり得る体制が確立していると感じた。

特に、平成28年度9月に公表されている「浜松市の財政のすがた」「浜松市の資産のすがた」の資料の中に、改善による財務状況がわかる大変すばらしい取り組みであると改めて先進自治体であると感じた。

須賀川市においても、総務省方式の統一的な基準に合わせ、平成29年度中の見直しに向け一つ一つ公会計制度を意義ある活用とするよう、その仕組みを早急に示されることを望む。

(市村喜雄委員)

公会計の取り組みにあたって浜松市の場合においては12市町村の合併による行革新が必要となりそれぞれの施設の統廃合問題があったのではないかと推測する。

説明者も話されていたが、町田市と比較すると引けを取っていると話されていたが、町田市の場合は市民に分かりやすい資料作成を行い、アカウントビリティが発揮されていたが、いただいた資料を見る限り行政の資料の域は脱してはいないようである。

市場公募債の発行に伴うIR(株主・投資家に対して、投資判断に必要な企業情報を提供す

る活動のこと)とあり、市場公募債発行100億円、利率0.405%とのことでしたが、政令指定都市だから投資家向けに債券の発行が必要なのか、ガバナンスの上で債券の発行により資金調達がなぜ必要なのかがよくわからない。

【浜松市役所庁舎前にて】



【浜松市役所庁舎】



【庁舎裏手は浜松城公園（会議室から）】

調査事項：行政評価の実効性と評価シートの活用について

【亀山市の概要】

- (1) 市制施行 昭和29年10月1日 (2) 面積 191.04K㎡
(3) 人口 49,663人(H28.8.1現在) (4) 世帯数 20,675世帯

1 行政評価システムの概要

(1) 経緯

亀山市においては、第1次総合計画（H19～28年度）から行政評価を行っており、前期計画においては、事務事業評価として主要事業のみを実施していた。一定の成果（職員の意識醸成、成果や課題を見出す力の向上、効果的な事業形成に向けた改善）はあったものの、課題（成果指標の設定が判断しづらい、政策領域を意識した評価の必要性、過度な負担とならずに持続可能なシステムの充実）も山積されたため、後期計画でシステムの見直しを図ることとされた。

後期計画では、総合計画の基本施策を対象とした施策評価を導入するとともに、主要事業以外の事業を標準事業と位置付け事業を追加して評価を行うこととし、現在に至っている。

(2) 評価の目的

- ①行政活動の見える化を図り、市民への説明責任を果たす
- ②政策体系を意識し、成果を重視した職員の目的意識やモチベーション向上を図る
- ③PDCAサイクルに基づく行政活動の改善と施策の推進を図る

(3) 評価の構成と対象

施策評価（35の基本施策）と事務事業評価（主要事業＋標準事業※）

※市に裁量の無い事務事業、組織や設備の維持に関する事業、災害復旧事業などは除く

(4) 評価の時期

事後評価（事業を実施した翌年度に評価）

(5) 評価者

- ・施策評価⇒施策の担当部長（部長相当職）
- ・事務事業評価⇒対象事業の担当室長＋外部評価委員会による外部評価（客観性、妥当性等の向上のため）

(6) 評価方法

- ・施策評価⇒総合評価（事務事業評価の結果、定量評価（成果指標達成度、アンケート結果）、分野別計画の評価等）
- ・事務事業評価⇒定量評価（成果指標達成度、アンケート結果）、定性評価（取組実績）

(7) 評価結果の活用

- ・施策評価⇒主要な施策の成果報告書としてまとめ、決算認定資料として議会へ提出
- ・事務事業評価⇒施策評価への活用、担当部署での事務事業改善と予算編成に活用

(8) 評価実施スケジュール概略（単年度工程）

- ・ 施策評価⇒4～8月：評価シート作成（調整期間含む）
 - 7月：評価シート提出
 - 8月：市長レビュー、議会提出
 - 9月：議会決算審査、公表（審査終了後）
- ・ 事務事業評価⇒4～8月：評価シート作成（調整期間含む）
 - 5月：評価シート提出
 - 7月：外部評価
 - 8月：公表

2 外部評価について

(1) 行政評価外部評価委員会の概要

- ①目的 市の行政評価機能を補完し、且つ、行政評価を有効に機能させるため設置
- ②対象 事務事業評価を対象
- ③対象事業の選定 事業リストを評価委員へ事前に配付し、評価の是非を確認した上、施策のバランスを踏まえて選定
- ④外部評価のポイント 成果・反省点・課題が総合計画の推進につながるか？
目的・有効性が妥当か？ など
- ⑤結果の反映 次年度以降の事務事業評価や予算要求に反映し、総合計画の推進へ

(2) 外部評価実施スケジュール概略

- ・ 4～6月 各室長による評価シート作成
- ・ 6月 評価委員による事前チェック（評価委員の事前意見の集約）
評価対象事業の決定
- ・ 7月 評価対象事業の決定（経営会議）
評価資料の事前配付
評価委員会の開催（平成27年度は2回）

質疑応答

（事前質問に対する回答）

Q：評価シート作成に対する職員の負担はどうか。

A：導入当初は、当然負担はあった。単純に記入する負担もあるが、慣れていない部分による負担もあった。年を重ねるにつれ要領もよくなっていると思う。また、評価シートに必要な要素を事務局で集約してシートに反映しており、一括してできることはやっているため、負担の軽減にはなっていると思う。

Q：成果指標の設定についてはどのように定めているか。

A：施策評価は総合計画の成果指標になるが、設定については目指す姿が基本施策にあるため、そういったところを測る指標であるかどうかを意識しながら、各室長・部長と協議しながら、設定している。

Q：政策評価に対する職員の意識付けは行っているか。行っていればどのように行っているか。

A：評価している部長級、室長級については、評価する事そのものが意識付けになっていると思う。ただ、それ以外の職員については、特に何かしている訳ではないのが現状。

Q：外部評価の運営状況の評価の活用方法について伺いたい。

A：年2回の開催であり、委員は5名。総合計画策定審議会の審議の委員や行革の会長に入ってもらっている。

活用方法であるが、結果を共有して次年度につなげており、評価の意見を次年度の評価や予算に活かしている。

(安藤 聡副委員長)

Q：評価シートで一括で出力している部分について教えてほしい。

A：担当部長の評価する部分以外は一括入力している。(基本情報、成果指標、市民アンケート、関連する主な事務事業は入力済み。)

(渡辺康平委員)

Q：議会側の決算委員会での意見と外部評価の意見が食い違ったケースがあったかどうかということと、その場合はどちらを優先されるかについて。それから、数字的な定量的な評価が多いと感じるが、その点は意識して作成されているのかについて伺いたい。

A：1点目については、同じ手法での評価ではなく、外部評価については評価の仕方についての視点で評価しており、一方で議会は事業の有効性の意見が多く、正面から異なることはないと思っているが、ニュアンスの異なる意見が同事業で出た場合は、どちらを優先ということではなく、貴重な意見として事業の見直しや評価の視点を変えるなど、対応を考えていきたい。

2点目の定量的な部分については、基本施策や目標は非常に大きな意味合いのものであるため、客観的評価としてできる限り数値化できるものは数値化したい考えを持っている。ただ、アンケートについては難しく、行政上の重要性は高いが満足度は低いものもあり、議会からも満足度の向上を目指すべきではないかとの意見もあるが、結果を受け止め施策の推進に繋げていく考えである。

Q：決算委員会では、議員側の質疑の資料としては施策評価シートと事業評価シートをメインに議論をしているのか。

A：最近、主要施策の報告書に基づく質疑が増えたと感じる。以前は、決算書から執行状況や残額、残額の理由などが多かったが、最近では施策に対する事業の関連性（事業が施策推進に生きているのか等）について質問が多くなったと感じており、それが本筋なのかと思っている。

(市村喜雄委員)

Q：成果報告書の議会に対しての提出の時期であるが、工程を見ると8月の半ばと見て取れるが、決算審査のどのくらい前なのか。また、決算審査には成果報告書は提出しなければならないとなっているが、今のような方式にされたのは組長のトップダウンなのか担当部署からの話なのか。また、市政経営会議などでも活用されているのか伺いたい

A：提出時期は、議案添付資料であり、9月議会の開会が8月の末であり、その1週間前に議会運営委員会を開催し議案を配付しているため、議案提出としては8月の中旬から下旬となる。

今の方式については、企画政策部が行政評価の担当で、総合計画を進めていく上で提案をして、庁議で意見をいただき、幹部が集まる経営会議でアナウンスをした。

また、庁議ではなかなか一つの政策について議論するといった事までには至っていない。

(大倉雅志委員長)

Q：評価対象外とする事業というのは、定型的に繰り返している事業という理解でよいか。

A：政策判断とか政策的意義が薄いといったイメージを持っていただければと思う。

Q：総合判定は部長クラスがすると思うが、どうしても否定的な評価はしにくい面もあると推察するが、総合判定の客観性はどのように担保しているのか伺いたい。

A：4段階（A～D）で判定しているが、ほとんどの判定がBであり、まずまず進んでいるとの評価である。Aは数本、逆にCはほとんどない。中には十分Aと思う事業もあるが、遠慮した評価という傾向がある。決算委員会の中でもそのような話があり、評価はあくまで分かりやすくイメージできるように作成しており、中身としては総合評価の取り組みと成果、反省点と課題といった部分で見ていただく事としている。

また、客観性についてであるが、非常に難しく実際のところ主観的な要素も入っており、大きな課題でもあると思う。

Q：本市だと係長中心に評価書を作成しており、部長は確認といったやり方だが、亀山市では文書も含めて部長が作成しているということでしょうか。

A：施策評価シートの評価担当者を部長としており、評価であったり政策の進捗をどう見るかは部長に書いてもらうべきと考えている。事務事業も室長が担当であり、自分が作った文書の責任を持ってもらうこととしている。

（石堂伸二課長）

Q：1点目として行政評価の支援について業者の支援等は受けているか。2点目としてシステムについては独自のものかあるいは業者のシステムを借りてのものか。3点目として行政評価を推進するために、目レベルで予算科目を変えている自治体もあり、その方が評価もし易く、行政のマネジメントもできるメリットがあると思うが、亀山市ではどうか。

A：1点目については、政策評価は部長級、事務事業評価は室長級といった管理職レベルが実際に鉛筆をもって評価している。（内容についても当然理解しているものと理解している。）

ただ、実際には担当者が作成しているようなケースがあるのかどうかは分からないが、その点まではコンセンサスは取っていないのが現状。

2点目については、内部で作ったものである。担当者が行政評価研修に参加し知見を得て当市の総合計画の推進に合う形に作ったもの。参考までに、シートを作るのは慣れたとはいえ物理的な作業は生じるわけであり、担当する事業に非常にバラつきがある問題もあるが、一方で、施策推進への意識気付け、特に施策評価においてはより高次の施策目標を推進する上では、物理的な負担と比較しても必要な機会との理解のもと進めている。

3点目の予算科目については、本当は施策と事業が合致して、そこに部署も合致しているのがきれいで、効果測定をしていく上でも分かりやすいとは常々思っているが、最近の施策の持ち方が横視点も多く非常に難しい。ただ、来年度から第2次総合計画が始まるため、組織の機構改革もあるため、施策を推進していくための組織という点も踏まえ考えていく予定である。

Q：もう1点、外部評価について議会からの要請があつて始めたのかということと、その委員の人選について伺いたい。

A：導入の経緯についてであるが、10年前から始まった現総合計画の行政評価について、市議会のチェックも外部評価の一つであろうが、もう一つ違った点での評価も必要ではないかとの提案があり導入に至ったもの。外部評価については、事業の良し悪しを見ている訳ではなく、評価の視点とかし方が施策の推進に対して適切かどうかを見るものと考えている。

メンバーについては、市長が特に必要と認める者ということで、行政評価の知見がある方として、行革推進委員（大学教授）、県職OB、まちづくり基本条例制定時に参画いただいた方、税理士といった行政に造詣があり、広く知見のある方を選定している。（事業に利害関係は無い方。）

(事務局：松谷光晃)

Q：決算委員会の進め方であるが、決算書の順番に従い1款から順に進行していると思うが、主要な施策の報告書は予算科目とは順番が異なるため、ページを飛ばしながら説明を行っているのか伺いたい。

A：決算委員会では総括質問と個別質問ということで、通告をいただくこととしている。このため、歳入1款からとか、そういった予算科目順に進める形をとってはいない。



【視察風景：亀山市の前田議長から挨拶】



【視察風景：説明及び質疑応答】

【各委員の所感】

(大倉雅志委員長)

亀山市における行政評価について、主に3点について感じたことを述べる。

- 1、これまでの個別の事業評価中心のスタイルから35の施策評価にウエイトを置いたことにより、施策の実現度、進捗度が分かり易くなり、それが逆に事務事業の位置づけ、意味合いを明らかにできることに繋がる。上位目的を意識することで、職員が政策のあり方、重点の置かれ方などを理解することにもつながると思われた。
- 2、施策シートの中で特に優れているものとしては、
 - ア、現状値や5年間の実績値が記載されているので、傾向が一目瞭然で読み取れる。数量的なものが絶対ではないが、一定程度客観的資料となり得る。
 - イ、2年に1回の市民アンケートを実施の中で、3回の結果により市民の意識等を感じることができる。ただし、アンケート調査項目については、もう少し基本施策と関連しているのを感じさせる項目の検討が必要。
 - ウ、シートの作成にあたっては、事前に記入できる数値的なものを除けば、部長が書き込み記入していることは、部長自身が一層基本施策の目指すものを強く意識してもらい意味では素晴らしい。
- 3、外部評価については、部長（室長）の評価にあたっての視点等に関するチェックを行っているという点は、評価がダブルことではなく、行政が緊張感を高める役割を担うことになると思われた。

総じて言えることは、見易さと、自らの事業に対する、真摯な姿勢が感じられることである。

(安藤聡副委員長)

35の施策評価と外部評価、更には決算審査の方法が違って大変参考になった。

評価シートは活用しやすい形であった。自動化の課題を感じたが慣れとの事だった。当市では職員コストや担当による量など考えると自動化を進めて欲しい。科目の統一や外部支援など検討状況を明確に示して欲しいとも感じた。施策評価と事業評価、市民への情報公開は参考に前向きに検討して欲しい。

外部評価は議会から外部視点との事で進められたようだが、まずは議会の視点で実施した後の課題でも良いと感じた。

施策による決算審議との事で町田市などでも行われていたが、議会の重要な視点で議論が深まるので推進すべきと感じた。

行政の説明責任は重要であり、職員意識は行政評価から職員評価にもなるので活用検討もあるのではと思った。

評価シート作成の対象は継続事業111～115事業に絞っていた。新たな電算システム導入もなく取り組みやすいと感じた。月次締めにより業務分担も民間同様であった。元台帳等のデータ整備や規定整備など開始時の設定に困難なところもあるがその後のマネジメントには大きな効果がある。主要な施策など情報のネット開示がされているし市民には行政シートダイジェスト2500部作成により関心を引いている。事業よりも施策の観点での決算審査になっているとのことだった。わが市においても実施しているところはあるが総合的な整備を行ってほしい。

(渡辺康平委員)

亀山市の行政評価のポイントは二つある。

一つは、「35の基本施策から構成」され、事務事業評価については、「主要事業」と「主要事業以外の事務事業」によって構成されている。亀山市の議会決算委員会では、この35の基本施策の「成果報告書」を使用して質疑が行われている。

亀山市の施策評価及び事務事業評価は、「できるだけ客観的な指標」を心がけており、数字による判断指標が多い。そのため、成果指標の設定については、非常に納得のできるものと感じている。

また、施策評価については担当部長、事務事業評価については担当室長（本市課長級相当）の氏名が記載されている。このことについて、亀山市担当者からは「部長級、室長級が責任をもって作成している」「行政評価に対する職員の意識については、部長級、室長級は特に意識付けをしている」と説明があり、行政評価に対する意識の高さに驚きを覚えた。

二つ目は「外部評価」である。亀山市では、外部評価委員会により報告書が作成されている。外部評価のきっかけとなったのは、亀山市議会から市当局に対して、「広く市民の意見を聞く必要がある」という提言があり、始まったと説明があった。

外部評価委員会のメンバーは「市長が必要と認める者」であり、その内容は、大学教授、市OB、税理士などの人員で構成されている。

前回の視察先である愛知県豊川市でも外部評価を取り入れているため、行政評価に対する「市民の目線」または「専門家の目線」を取り入れることが、先進自治体に多いことが分かった。

(五十嵐 伸委員)

非常に分かり易く、見やすい仕様になっていたが当初の作成時は、新しい仕事が増えるので、職員の負担はあったようであるが、年数をかけ慣れてくれば問題にならないようであった。

亀山市は部長が評価し、当市は係長が評価するため、考え方が違うようであるが、これは資料の状況を見ると亀山市のやり方が良いのではないかと感じられた。

エクセルにて作成しているため、自分達でより良い方向に作成できると思うので、いろいろな見方が出来、また、作成もし易いようであった。

評価シートを作成するためには、考え方を明確にした上で作成をさせないと難しいと思われる。組織としての意識改革をしながら見やすい、理解しやすいシート作成に結びつくよう、私自身としても助言や指摘をしていきたいと考える。

(佐藤瞭二委員)

亀山市においては、施策評価シート（評価担当所管部長作成）と事務事業評価シート（評価担当所管室長作成）が作成されていた。

基本構想、基本計画、実施計画のもと、行政評価システムが構築されている。

平成19年度から10年が経過し、十分に活用されていると感じた。また、議会における役割と、外部評価結果も連動して、政策の成果が検討されていた。

本市においても、早急に現在の評価シートの改善に向け、取り組まれることを望む。

(市村喜雄委員)

いままでの当市との行政評価の違いは、亀山市においては、主要な施策の成果報告書として評価を部長・室長がおこなっているということである。

評価シートには記名欄があり、評価の責任の所在がはっきりしている。勿論どこの自治体においてもそうだろうと思うが、10年間の基本構想（政策）に基づいて5年ごとに基本計画（施策）を見直す、亀山市の場合は、実施計画を3年・2年・3年・2年の10年スパンで事務事業に取り組んでいる。

基本構想からみて基本計画が、いかに取り組まれているか、基本計画から見て事務事業がいかに取り組まれているか、事務事業の担当者の評価ではない、政策・施策を執行する管理職が責任をもって成果報告書を作成していることは当市においても見習うべきと感じた。

亀山市においては、施策評価シート（評価担当所管部長作成）と事務事業評価シート（評価担当所管室長作成）が作成されていた。

基本構想、基本計画、実施計画のもと、行政評価システムが構築されている。

平成19年度から10年が経過し、十分に活用されていると感じた。また、議会における役割と、外部評価結果も連動して、政策の成果が検討されていた。

本市においても、早急に現在の評価シートの改善に向け、取り組まれることを望む。



【視察風景：説明及び質疑応答】

【亀山市役所庁舎前にて】



行政調査の概要

委員会名	建設水道常任委員会	調査期日	平成29年 1月17日～19日	調査先	山梨県笛吹市 兵庫県芦屋市
参加者	委員長 加藤 和記 副委員長 本田 勝善 委員 水野 透 大寺 正晃 大越 彰 渡辺 忠次 理事者 國分 康夫 (参事兼道路河川課長) 随 行 大槻 巧				

調査項目： 石和温泉駅周辺整備事業について（笛吹市）

【笛吹市の概要】

(2) 市制施行 平成16年10月12日 (2) 面積 201.92 km²
 (4) 人口 70,590人

1 石和温泉駅周辺整備事業について

笛吹市の顔としてふさわしい交通拠点の形成と地域資源を活用した魅力あるまちづくりを目的として、駅周辺については、観光・交流の玄関口としての機能強化を図るとともに、バリアフリー等の誰もが使いやすい都市空間を目指して整備された。



(視察研修の様子)

2 事業取組の経緯

平成21年11月	石和温泉駅周辺まちづくり検討委員会設立
平成22年9月	東日本旅客鉄道(株)と石和温泉駅に関する基本協定締結
平成22年11月	石和温泉駅に関する基本設計に着手
平成25年7月	石和温泉駅南北自由通路建設及び駅舎建替え工事着手
平成27年3月	橋上駅舎完成
平成28年2月	石和温泉南北自由通路・北口広場・観光案内所完成

3 整備内容

(1) 石和温泉駅（改札外）

- ・石和温泉駅南北自由通路 幅員6m、延長40m（笛吹市道1595号線）
- ・エレベーター2基（南口、北口）
- ・エスカレーター2基（南口昇り1基、降り1基）
- ・公衆用トイレ（南口、北口）
- ・観光案内所（88 m²）、太陽光発電設備（20kw）、防災備蓄倉庫



(観光案内所の視察)

(2) 石和温泉駅（改札内）

- ・橋上駅舎
- ・エレベーター2基
（上りホーム1基、下りホーム1基）
- ・多機能トイレ、待合室
（上りホーム1か所、下りホーム1か所）



（北口広場の状況）

(3) 北口広場

- ・国道140号へのアクセス道路
（幅員12.5m、延長80m）
- ・送迎用駐車場19台、駐輪場130台
- ・タクシー乗り場、路線バス乗り場、送迎用バス乗り場
- ・電線共同溝

(4) 駅周辺整備

- ・大蔵経寺山登山道整備、駅北側の下水道整備、防犯カメラ（北口広場、南北自由通路）

4 事業費

全体事業費	41億5千万円
（財源内訳）	
国庫補助金	12億4千5百万円
合併特例債	18億8千6百万円
一般財源・その他	10億1千9百万円



（石和温泉駅全景～南口～）

5 駅周辺整備に至るまでの主な検討内容

(1) 駅北口の整備の必要性

駅南口は、温泉地の存在、駅前広場の整備及び土地区画整理事業による更なる発展により混雑差が飽和状態にあり、アンケート結果からも推測できるように、地元住民の駅利用者は混雑を避けて駅北口の利用を望んでいる。

駅北口を整備することで、人の往来が活性化し、駅周辺の開発、更に駅北側地域の開発が進むことで、将来的には、駅北口利用者が増加すると考えられる。このことから、駅北口の整備も併せて行う必要があるという結論に至った。

(2) 自由通路及び橋上駅の必要性

駅北口の整備に当たっては、北口、南口駅舎を別途に整備する方法も考えられるが、JR側の負担（施設、人員）が倍増すること、市街地分断が解消されない等の課題が多く得策ではない。

駅南口と北口を結ぶ自由通路を整備し、橋上に1つの駅舎を設置する整備方法が適切であるとの結論に至った。

【質疑応答】

(水野透委員)

Q：エスカレーターの設置は、当初のJRとの協定に含まれていたのか。

A：バリアフリーの基準に該当（補助の対象）するのは、エレベーターのみであったことから、当初の協定には含まれていなかったが、地元要望を受けて変更して設置することとなった。

Q：橋上駅に対する評価をお聞かせいただきたい。

A：以前は平面だったことから、新たに昇り降りが発生することとなったが、バリアフリー対策をしていることから特に問題は生じていない。以前は別の駅を利用していた利用人が、石和温泉駅を新たに利用するようになったとの評価もいただいている。

(大寺正晃委員)

Q：足湯、交番、観光協会等の位置はどのようにして決定したのか。また、バス・タクシー業者との協定等の締結はあるのか。

A：足湯は、区画整理事業において設置している。

観光案内所は、当該事業で計画的に設置されている。

また、交番は、当該事業とは別に設置している。以前は駅前に警察署があったが、移転したことから、駅周辺に新たに交番を設置してほしいとの地元住民からの要望に応える形で整備した。なお、場所については、当該事業において観光案内所が駅舎内に移転したことに伴い、旧観光案内所の敷地が空いたので、その場所に決定した。

バス・タクシー業者との協定等は締結していない。

(渡辺忠次委員)

Q：社会資本整備総合交付金の内容についてお聞きしたい。

A：社会資本整備総合交付金の中の都市再生整備事業を導入している。当該事業は駅舎整備のみではなく、交通結節点、地域文化の形成を目的として石和温泉の総合的なまちづくりに取り組むものである。したがって、南北自由通路についても当該事業の道路整備事業として市道として整備している。防犯カメラ、下水道等総合的な整備を行っている。



(南北自由通路とコンビニ)

Q：駅舎の中には交付金は含まれているのか。

A：駅舎の改築に係る市の負担分は単費で対応している。

Q：JRと費用負担の協議をするに当たっての留意点等があれば御教示いただきたい。

A：自由通路については、国土交通省において「自由通路の整備及び管理に関する要綱」を定めていることから、当該要綱を精査し、この内容により協議を進めることが必要である。

(大越彰委員)

Q：エレベーターとエスカレーターの維持管理はいくらぐらいになるのか。

A：設置から1年が経過していないため予算ベースとなるが、年間350万円のメンテナンス費用を予算計上している。なお、電気代等についても実績がないため、まだ把握していない。

【各委員の調査所感】

(加藤和記委員長)

本市と同様、石和温泉駅も駅の片方だけの利用で今日まで来ており、今日的課題の解決には、自由通路・橋上駅は、実施せざるを得ない状況だったのかなと思います。

これまでの調査等から言えることは、本市の駅周辺整備においても、自由通路・橋上駅は当然であり、エレベーター・エスカレーターの設置も必要になると思われます。そうすることで、西口の利用者も増え、東口の時間的な混雑も解消されることが予想されます。財源の確保についても、石和温泉駅周辺整備事業は、総額41.5億円のうち、39.5%が国からの補助となっており、事業内容やJR各社によつての差があるのかと思いますが、交渉をしっかりと進めることが大事ではと思います。

これから進める整備事業なので、財源確保も大切ですが、どんな駅舎を後世に残すかを優先すべきではと強く感じさせられた調査となりました。

また、彦根市の稲枝駅と近江八幡市の篠原駅は、どちらも同じ造りとなっており、自由通路の幅を広くとり、中央を手すりで仕切って、片方を自由通路としてエレベーター（自転車可）とエスカレーター（昇りだけ）が設置されており、もう片方は駅舎としてホーム用のエレベーターが設置されていました。JR西日本の設計でありましたが、本市の整備事業には大変参考にできる設計ではと思います。

(本田勝善副委員長)

石和温泉駅の駅舎は、昭和11年に建設されたもので、建築から約75年が経過していたとの説明があり、老朽化が目立ち、バリアフリーに関する問題などを有していたとのことである。

また、駅南側は駅前広場の整備や土地区画整理事業が実施され、市の玄関口にふさわしい市街地の形成が進んでいた。

一方、駅北側については、駅北口がなかったが今回、総事業費39億5千万円をかけ、自由通路及び駅舎が完成し、供用開始していた。

本市においても、早期実現に向けて取り組む必要があると感じる。

(水野透委員)

当該駅は、平成21年に検討委員会を設立、平成22年JR東日本と基本協定締結・基本設計着手、平成25年南北自由通路等着工、平成27年3月橋上駅完成、平成28年2月南北自由通路・北口広場・観光案内所完成という非常に早期に完成に至った事例です。

南北自由通路は幅員6m延長40mで市道1595号線（道路）として位置づけられています。駅南口は温泉地や市街地があり混雑が飽和状態になりつつあり、地元住民にアンケートを実施したところ混雑を避けて北口の利用を希望する結果がでていたということです。そのため北口の整備を併せて行うことで、駅舎を南口・北口両方に設置するのはJRの費用負担増や市街地分断解消を目的として、自由通路を整備し橋上に1つの駅舎を設置する整備が行われたそうです。なお、階段とエレベーターのほかに「エスカレーター」が設置されていましたが、当初計画では設置予定



(駅舎改札付近の様子)

がなかったものの、市民からの要望で設置されたという説明がありました。荷物のある利用者や高齢者の方に優しい整備を進めるためには必要な設備と考えられます。

本市の須賀川駅においても駅前の渋滞解消は大きな課題であります。駅の入口は東口にしかないと通勤・通学の時間帯は送迎の車両で大渋滞をおこしている危険な状態になっています。その問題を根本的に解決する手段になる石和温泉駅の整備状況は大変参考になりました。今後の本市駅周辺の総合的な整備において当局との協議に中で役立てていきます。

(大寺正晃委員)

以前の石和温泉駅舎は、駅の南側にしか出入口がなく、本市と同様に線路が地域や人の流れを分断している状態であった。

新しい駅は、新たに北口を設け南北自由通路で繋ぎ、橋上に駅舎を配置した。

当初の設計では、階段とエレベーターのみの予定であったが、市民からの要望でエスカレーターも（上りだけ）設置されている。

南北自由通路は、市道として整備された（幅 6m 長さ 40m）。

本市においても、駅の東西を自由通路でつなぎ、橋上に駅を配置する手法が有効であると改めて感じた。

石和温泉駅の自由通路は自転車通行不可であったが、それでは地域分断解消の効果が薄れると思う。自転車を押して通れるようになれば、地域の人々の買い物、育児、通学などの利便性が格段に向上すると考える。

駅を良くするという事は、駅周辺の環境も含めて良くするという事であり、駐車場やバスターミナル、タクシールール、送迎乗り降り場、交番、観光案内所など様々な周辺整備を一体的に考える必要性を痛感した。

また、ハードを新しくするだけでなく、これからの公共交通のあり方をどのようにするのかソフトも重要である。

福島空港があり、高速バスも停車する街として戦略を練り、その戦略に沿った周辺整備にしなければならないと思う。

(大越彰委員)

石和温泉駅は、観光、交流の玄関口としての顔であり、橋上駅、南口と北口を結ぶ自由通路の設置により、利便性の向上と更なる発展が期待できます。

特に、駅北には国道が通っているが、駅へのアクセスが無く不便であり、駅北口整備は必要不可欠であると感じました。

整備計画は、北口アクセス道路の整備、北口駅前広場の整備、南北自由通路の整備、駅舎改築、観光案内所の整備、公衆トイレの整備等で、2階には駅舎とコンビニがあり、自由通路も幅 6 m と広くとっています。

エレベーター 2 基（北口、南口）、エスカレーター 2 基（南口上下 1 基ずつ）、駅舎エレベーター（上り・下り 1 か所ずつ）とバリアフリーにより使いやすい施設になっています。

須賀川駅においても、エレベーターの設置は検討されているが、高齢者や利用者の利便性を考えると、少なくとも利用者の多い東口には昇り専用のエスカレーターは必要と感じました。石和温泉駅も当初計画ではエスカレーターの設置予定はなかったようですが、JR との協議の中で設置を決定したとのこと。設置費用、維持費も検討しなければなりません。観光客や利用者の利便性を考えれば、計画段階でエスカレーターの設置は盛り込むべきと考えます。

また、南北自由通路は、安全性を考慮し自転車通行はできませんが、もし、利用を可とするなら、駅利用者の安全性を考え、フェンスとで区切るなどの工夫で可能かと思えます。

総事業費は、41億5千万円で、国費補助（都市再生整備）30%、合併特例債45%、一般財源ほか25%であります。本市で都市再生整備45%、道路整備で50%の国庫補助を見込んでいますが、実際どうなのかと国と詰める必要性を感じました。

維持管理費については、年間1,515万円（当初予算）であります。本市においても、十分シミュレーションをして検討する必要があります。

石和温泉駅の南口から北口へのアクセスはかなり遠回りとなり、利用者は少ないように感じますが、北口広場の利用促進により、南口の混雑緩和が図られ、整備の効果は大きいと思えます。

石和温泉駅を視察して利用しやすいイメージがつかめ、大変参考になりました。



【自主現地調査】

笛吹市から芦屋市への移動時に、須賀川駅と乗降者数が同規模で、半橋上駅として新たに整備された稲枝駅及び篠原駅（ともにJR西日本管轄の東海道本線）を現地調査した。同時期に改築された駅であることから、駅舎、自由通路等が同じ構造であった。低コストを意識した駅舎として参考となる事例であった。



(自由通路の昇りエスカレーター)



(JR 稲枝駅全景)



(一つの橋りょうで自由通路とこ線橋を兼ねる。簡易な柵で区分している。)



(自由通路と改札付近)



(こ線橋部分のエレベーター)

調査項目：街路樹の維持管理について（芦屋市）

【新居浜市の概要】

- (1) 市制施行 昭和15年11月10日 (2) 面積 18.57 km²
(3) 人口 96,513人

【芦屋市の街路樹の維持管理】

1 街路樹の機能

- (1) 景観向上機能
装飾、景観調和、景観統合、遮へい
- (2) 生活環境保全機能
交通騒音低減、大気浄化
- (3) 緑陰形成機能
日射の遮へい、放射冷却の抑制、
風速低減
- (4) 交通安全機能
遮光、視線誘導、交通分離、
指標、衝撃緩和
- (5) 自然環境保全機能
- (6) 防災機能
防風、防火
- (7) その他の機能
地域活性化への活用、都市の骨格形成等



(視察研修の様子)

2 街路樹管理に関する課題

- (1) 樹形の乱れ
- ・ 樹高の不揃い、枝幅の不揃い、下枝の不揃い、幹の曲り、樹種の混在、枯死の放置等
- (2) 空間的な制約
- ・ 道路という限られた生育環境、歩行者や車両の交通安全の確保、大型化するにしたがつて適正なせん定の必要性
- (3) 大型化
- ・ 狭い歩道に大きくなりすぎた樹木、歩道の不陸
 - ・ 建築限界を侵し、車道側に傾いたり、枝が太くなったりして、車両通行の支障をきたす。
- (4) 老木化・倒木
- ・ 腐朽菌の侵入による抵抗力の減退、空洞化
- (5) 市民要望の多様化
- ・ 民家への枝の越境、落葉清掃の負担増による苦情

3 芦屋市の街路樹管理の基本的な考え方

(1) 樹形を整えるせん定

定期的なせん定により、自然樹形を生かしながらバランス良く、コンパクトに整えます。また、せん定後に回復している枝葉の伸び方を予測し、目標となる樹形に戻るように行います。

(2) 障害となる枝のせん定

沿道の民地などに飛び出した枝や信号・標識・照明を隠してしまうような枝、架空線に接触する枝については、せん定、伐採します。

(3) 枯れた枝などの撤去

枯れた樹木や倒れるおそれのある樹木は撤去します。

(4) 敵期に行う

枝を切り落とすことは、樹木にとってもストレスになるので、負担の少ない時期に行います。

(5) 樹木の更新

樹木の更新は、道路全体の樹木入替と老朽木の部分入替を行います。道路全体の樹木入替のときは、樹種についても地域と協議しながら行います。

4 芦屋市のせん定の基本方針

街路樹の管理目標を決め、その目標樹形に向けて樹木をどのようにせん定するのかの方針を決定する。

(1) 大きく伸ばすタイプ（育成タイプ）

将来の骨格枝を定め、基本的に枝抜きせん定とする。

(2) そのまま維持する（維持タイプ）

平均高に合わせ、側枝と一部の副主枝の切返せん定によって維持する。

(3) 小さく縮める（縮小タイプ）

やや強度のせん定で縮小し、数年かけてコンパクトに整え直す。

(4) 樹形を作り直す（樹形再生タイプ）

主枝や幹の梢部を含めて、切詰せん定によって骨格を作り直す。

(5) 植え替え更新（新規更新タイプ）

不適合樹種や回復困難な不健全木は、樹種の変更や若木への入れ替えを検討する。



(現地調査の様子)

【質疑応答】

(水野透委員)

Q：植栽の雑草の除草の状況はどうのようになっているか。

A：年2回除草を実施している。以前は、年3回だったが、予算減に伴い回数を減らして対応している。

(渡辺忠次委員)

Q：信号機付近の街路樹せん定については、公安委員会から、視界確保のためのせん定基準のようなものが示されているのか。

A：公安委員会から具体的な指示はないため、せん定の内容については現地での協議となる。なお、信号機が見えない場合などは、道路管理者に連絡が入り、その後対応している。街路樹の中でも桜の木は切ると市民から苦情が来るので対応に苦慮している。せん定は段階を踏んで行うのが一般的だが、信号機が見えない場合や、バスなどに枝が当たる場合は、すぐに対応することとしている。

(大越彰委員)

Q：通りの特長等に合わせ、まちづくりの一環として樹種を選定しているのか。

A：本市は、景観条例が制定されているが、当該条例は最近制定されたので、街路樹とリンクはしていない。ただし、平成になってからの都市計画道路建設に伴う街路樹の樹種せん定は、地元の意見を集約し決定している。

(大寺正晃委員)

Q：都市計画街路の街路樹は、市が樹種を提案するものと思われるが、最終的にどのように地元の意見を集約しているのか。

A：地元の自治会に意見を伺うこととしている。

(水野透委員)

Q：街路樹の管理は、道路管理者ではなく、公園緑地課が行っているのか。

A：街路樹の育成管理は公園緑地課が担当しているが、街路樹に関する補償（損害賠償等）は道路管理者が対応している。

【各委員の調査所感】

(加藤和記委員長)

道路整備から時間が経って、街路樹の維持管理には、どこでも同様に苦勞していることが改めて認識できた調査になった。

芦屋市では、1万本を超える樹木に、4.2億円を費やしており、それでも十分な管理とはなっていないとの説明があり、その中で注目される管理法は、何年か先にどのような樹形にするのを見越して、3～5年かけてせん定を進め、今日の景観に合った樹形を作り上げることでした。

こうした計画づくりには、樹木1本1本の状況をしっかりと把握することから始まることでした。枝の伸び過ぎ、根上り、幹の空洞化等、様々な問題があります。本市でもけやき並木があり、大分枝が伸びているところもあったり、市街地では根上りによる歩道のゆがみ等も見られたりしているのです、しっかりした取組が求められると思います。

芦屋市の取組は参考になると思われますので、計画的な取組を始める時期になっていると思います。

(本田勝善副委員長)

芦屋市での街路樹の維持管理の取組では、街路樹が既に植栽された路線に新設される信号機、道路標識、照明等は、支障にならない位置及び方法を考慮し、これらの施設と街路樹との競合を避けるために、関係機関協議の上、調整することとしていた。

また、街路樹の成長により、電気線、電話線等の架線と接触する場合は、架線の位置の調整を行う等も含め、街路樹に支障のない方法も検討するとの説明があった。市民の声も反映し、樹木景観には大変力を入れていた。

(水野透委員)

平成24年に芦屋市街路樹等維持管理基本書を作成し、維持管理の基本的な考えを示した。選定の考え方として「樹形を整える」「障害枝のせん定」「枯枝の撤去」「適期せん定」「樹木更新」などを計画的に行うことで景観・生活環境等を守っています。

樹木の選定では、落葉樹は冬期の日照確保に有効な樹木であるが、落葉掃除は住民の協力により実施されている。しかし、高齢化等により清掃が行き届かないという問題も発生しており樹木選定は難しいとのこと。また、樹木は成長するため、せん定するには比例して予算も大きくなります。そのため街路樹の樹形再生を目的に骨格選定を行いスケールダウンする方法も採用しているとのこと。

一方で、街のシンボルや観光名所となっている場合や「景観を守ってほしい」という声もあり、樹木更新（街路樹の植替）は単純に管理しやすい樹木に植え替えればよいということではないそうです。

本市でも、くろまつ、いちろう、しだれやなぎ、あかしや、けやきなどの街路樹があり、それぞれに地域に合った景観を作り出しています。適宜、せん定をしている、又は計画的に実施している維持管理の仕方を「基本書」としてまとめる必要性を今回の調査を通じて感じました。市役所内部のノウハウ伝承に留まらず、市民にも知らせることで地域と一体となって街路樹を維持管理する意識の啓発につながるのではないのでしょうか。

本調査は、須賀川市の街並みづくりに大きな影響を与える街路樹の維持管理について参考になる調査でありました。今後の委員会活動に役立てていきます。

(大寺正晃委員)

芦屋市の街路樹はよく整備されており、素晴らしい景観だと感じた。

市内にある約1万1千本の街路樹を計画的に管理しており、その管理方法は細かなところまでマニュアル化され、業者とも共有されている。

本市においても、このマニュアルは大変参考になると思うが、同じレベルの維持管理をするための費用は膨大な額になると予想され、どこかで線引きをする必要があると感じた。

大きくなった樹木は、維持管理費の膨張や公共設備の破壊など様々な弊害をもたらすため、小さい樹木に交換しなければならない時期が必ずやってくることから、樹種の選定に始まり、最後はどのくらい大きくなったら植え替えるという事まで一定のルールを作り、それに沿った計画策定が必要だと感じた。

(大越彰委員)

芦屋市の街路樹は、市の木である、くろまつの松並木、桜並木、いちよう並木やけやき並木があり、まちの景観を演出している。ほかにも、つつじなどの中木、低木の街路樹があります。

管理は、道路の機能を確保し、寿僕が健全に育ち、美しい景観をつくるために行い、主にせん定、除草、病虫害防除、施肥を行っています。せん定は、管理計画に基づき、樹形を小さく整え、樹高や枝張りの統一を図り、美しい並木を形成しています。

市内には、約1万1千本の街路樹があり、維持管理費等の予算も2億3千万円と膨大です。特に、松のせん定は多額の維持費がかかり、悩みの種でもあるとのこと。

緑が多いがゆえに、維持費もかかり、高齢化に伴って落葉清掃ができなくなり、美観を損ない、市民の苦情も多くなっています。

木も大きくなるにつれて維持管理費用も増えてくるので、本数を減らすとか小さい木に代えていくことも検討する必要があると感じました。

